

官報

号外

昭和三十六年五月二十九日

第三十八回 参議院會議錄第三十一号

昭和三十六年五月二十九日(月曜日)

午前十一時十九分開議

議事日程 第三十号

昭和三十六年五月二十九日

午前十時開議

第一 漁業権存続期間特例法案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 国家行政組織法等の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第三 国有林野事業特別会計法の

一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 漁業権存続期間特例
法案

一、日程第二 国家行政組織法等の
一部を改正する法律案

一、日程第三 国有林野事業特別会
計法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る二十六日議長において、左の常任
委員の辭任を許可した。

内閣委員

水岡 光治君

地方行政委員

西田 信一君

法務委員

岡村文四郎君

同

近藤 信一君

社会労働委員

山本 杉君

同

徳永 正利君

農林水産委員

木島 義夫君

商工委員

千葉 信君

運輸委員

松本治一郎君

逓信委員

江田 三郎君

予算委員

岸田 幸雄君

決算委員

田中 茂穂君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員

松本治一郎君

地方行政委員

徳永 正利君

法務委員

木島 義夫君

同

千葉 信君

社会労働委員

田中 茂穂君

同

西田 信一君

農林水産委員

岡村文四郎君

商工委員

近藤 信一君

運輸委員

江田 三郎君

逓信委員

水岡 光治君

予算委員

山本 杉君

決算委員

岸田 幸雄君

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

災害対策基本法案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を文教委員会に付託した。

オリンピック東京大会の準備等のた
めに必要な特別措置に関する法律
案

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を建設委員会に付
託した。

水資源開発促進法案

水資源開発公団法案

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを農林水産委員会に付託した。

農産物価格安定法の一部を改正する
法律案(芳賀貢君外十一名提出)

飼料供給安定法の一部を改正する法
律案(芳賀貢君外十一名提出)

同日委員長から左の報告書が提出され
た。

漁業権存続期間特例法案可決報告
書

国家行政組織法等の一部を改正する
法律案可決報告書

国有林野事業特別会計法の一部を改
正する法律案可決報告書

同日内閣から、参議院議員東隆君提出
北海道拓殖銀行の轉太引揚げ預金者に
対する預金払戻し回避に関する質問に
対して、さらに詳細に調査する必要があるため、昭和三十六年六月九日まで
に答弁する旨の国会法第七十五条第
二項後段の規定による通知書を受領し
た。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

地方財政法の一部を改正する法律
案

国民健康保険法の一部を改正する法
律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

測量法の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に
係る国の負担割合の特例に関する法
律案

昭和三十六年五月二十九日 参議院會議録第三十一号 議長の報告 會議 漁業権存続期間特例法案

七〇二

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	同	横山 フク君
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	同	杉原 荒太君
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書	地方行政委員	森 八三一君
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書	文教科員	横山 フク君
軽井沢国際観光文化観光都市建設事業進捗状況報告書	農林水産委員	高橋 衛君
同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和三十五年年度社会保障制度審議会報告書を受領した。	同	高橋進太郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁次長高橋泰彦君は去る二十日付をもって退職したので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。	同	杉山 昌作君
一昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	近藤 鶴代君
地方行政委員	同	青田源太郎君
法務委員	同	村山 道雄君
文教委員	同	
農林水産委員	同	
同	同	
予算委員	同	

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、漁業権存続期間特例法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁業権存続期間特例法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平

(小字及び一は衆議院修正)

漁業権存続期間特例法案

漁業権存続期間特例法

(漁業権の存続期間の特例)

第一条 昭和三十六年八月一日において現に存する漁業権(次条に規定する漁業権を除く。)でその存続期間が昭和三十八年八月三十一日まで満了することとなるものの存続期間は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二十一条(漁業権の存続期間)の規定にかかわらず、昭和三十八年八月三十一日、同年十二月三十一日又は昭和三十九年三月三十一日のいずれかの期日のうち都道府県知事(農林大臣の免許に係る漁業権にあつては、農林大臣。以下同じ。)が漁業権ごとに指定する期日に満了するものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する漁業権で、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 漁業法第三十九条第一項(公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)の規定による漁業権の取消しの事由があるか、又はその事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することが確実であると認め都道府県知事が指定した漁業権

二 昭和三十六年八月一日において、その漁場の敷地が他人の所有に属するか、又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権(農林省令で定めるものを除く。)で、農林省令で定めるところにより、その漁業権者から、都道府県知事に対し、その所有者又は占有者からその漁業権の存続期間の延長に係る同意を得た旨を証する書面の提出がなされなかつたもの

3 第一項の規定による指定は、昭和三十六年十一月三十日(同年十二月二十九日まで)にその漁業法第二十一条の規定による存続期間が満了する漁業権にあつては、その満了する日(前一月、同年八月一日)においてその漁場の敷地が他人の所有に属するか又はその漁場の水面

が他人の占有に係る漁業権にあつては農林省令で定める期日)までに、告示をもつてしなければならない。

4 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十一日まで)にその漁業法第二十一条の規定による存続期間が満了する漁業権にあつては、その満了する日(前二月)までに、告示をもつてしなければならない。

5 都道府県知事は、第二項第一号の規定による指定をしようとするときは、海区漁業調整委員会(内水面における漁業権に係る指定にあつては、内水面漁場管理委員会。以下同じ。)の意見をきかなければならない。

6 海区漁業調整委員会が前項の意見を述べる場合には、漁業法第三十四条第四項(聴聞)の規定を準用する。

7 都道府県知事は、第二項第二号に該当する漁業権については、その漁業権が同号に該当するものとなつた後、遅滞なく、その種類及び番号を告示しなければならない。

8 第二項第二号の同意について

は、漁業法第十三条第二項から第四項まで（同意が得られない場合の（新）の規定を準用する。）

（新たに免許する漁業権の存続期間の特例）

第二条 この法律の施行の日から昭和三十一年八月三十一日までの間に都道府県知事がする免許に係る漁業権の存続期間は、漁業法第二十一条の規定にかかわらず、その免許の日から、昭和三十一年三月三十一日をこえない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期日までとする。

附 則

この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました漁業権存続期間特例法案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

この法律案の提案の理由と、これが内容の骨子は、さきに農林省に設けられた漁業制度調査会において、漁業に関する基本的制度の改善について調査審議を行ない、政府は、その答申に基

づいて、できるだけ早い機会に、漁業

権制度を初めその他の制度の改正を企図し、かような事情のため、おおむね本年八月及び十二月に切りかえられる

ことになっております現在の漁業権の存続期間を、特定の場合を除いて、原則として、昭和三十一年度までとおよそ二カ年延長するとともに、この法律

施行後、昭和三十一年八月三十一日まで新たに免許される漁業権の存続期間は、昭和三十一年三月三十一日までの範囲内とする特例を設けようとするものであります。なお、政府の原案では、施行日が「昭和三十一年五月一日から」となっておりますが、衆議院において、これを「公布の日から」と修正されたのであります。

委員会におきましては、まず、政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、今回の延期措置をとるに至った経緯及びその影響、延期手続、漁業調整及び漁業権の現況とその処理方針、沿岸漁業振興のため漁業の構造改善と漁業権、漁業権と水質汚濁及びその対策等の問題に関し、諸般の事項について政府当局の説明を求め、見解がただされたのであります。これが詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくして質疑を終わり、討論に入

り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 日程第二、国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家行政組織法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

（小字及び一は衆議院修正）

国家行政組織法等の一部を改正する法律案

国家行政組織法等の一部を改正する法律

（国家行政組織法の一部改正）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（定員）

第十九条 各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員（以下「定員」という。）は、法律でこれを定める。

2 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。

3 前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

2 現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところにより、第十九条第一項の規定にかかわらず、政令でこれを定めることができる。

本則中第二十二條の次に次の一條を加える。

（各内部部局等の定員）

第二十二條の二 各行政機関の各内部部局、第八條の各機関及び各地方支分部局別の定員は、当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令又は省令で定める。ただし、法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（内閣法の一部改正）

第二条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項を次のように改める。

昭和三十六年五月二十九日 参議院會議録第三十一号 国家行政組織法等の一部を改正する法律案

第十四条の二に規定する職員のうち内閣官房に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、七十人とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の八を次のように改める。

第三十五条の八 公正取引委員会の事務局の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員は、二百四十五人とする。

(検察庁法の一部改正)

第四条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「職員の定員」を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員」に改める。

(宮内庁法の一部改正)

第五条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 宮内庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員は、長官、宮内庁長官秘書官、侍従長、侍従次長、東宮大夫及び式部官長の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員
特別職の職員	二二人
一般職の職員	一、〇八三人
合 計	一、一〇五人

(法務省設置法の一部改正)

第六条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七を次のように改める。

第十三条の十七 法務省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、法務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本省	四四、六七七人	
司法試験管理委員会	一	
公安審査委員会	一〇人	
公安調査庁	一、七一〇人	
合 計	四六、三九七人	

(行政管理庁設置法の一部改正)

第七条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(定員)

第十条 行政管理庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、千六百五十四人とする。

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

(定員)

第十九条 建設省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、建設大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、三万三千三百三十人とする。

(郵政省設置法の一部改正)

第九条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(定員)

第二十五条 郵政省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、郵政大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、三千二百二人とする。

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の適用を受ける職員のうち郵政省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(總理府設置法の一部改正)

第十条 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

(定員)

第二十三条 總理府の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、内閣總理大臣、總務長官、總務副長官、總務長官秘書官、原子力委員会の委員長及び委員並びに科学技術会議の議長及び議員の定員並びに外局の定員を除き、三千四百八十人とする。

(調達庁設置法の一部改正)

第十一条 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 地方支分部局(第十三条―第十七条)」を「第四章 地方支分部局(第十三条―第十七条)に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 定員

(定員)

第十八条 調達庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、二千六百七十七人とする。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を次のように改める。

(定員)

第四十九条 大蔵省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、大蔵大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員
本省	一五、三三五人
国税庁	五〇、七三四人
合 計	六六、〇六九人

2 国の經營する企業に勤務する職員に給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(文部省設置法の一部改正)

第十三条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

(定員)

第三十一条 文部省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、文部大臣、政務次官、秘書官及び文化財保護委員会の委員長である委員の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	七四、二三七人	うち七二、二五六人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	五一一人	
合 計	七四、七四八人	

(国立学校設置法の一部改正)

第十四条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

(国立学校の職員の定員)

第九条 各国立学校の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員は、文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)第三十一条に定める国立学校の職員の定員の範囲内において、政令で定める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

(定員)

第三十八条 厚生省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、厚生大臣、政務次官、秘書官並びに社会保険審査会の委員長及び委員の定員を除き、四万八千九百五十五人とする。

(農林省設置法の一部改正)

第十六条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条を次のように改める。

昭和三十六年五月二十九日 参議院會議録第三十一号 国家行政組織法等の一部を改正する法律案

(定員)

第七十五条 農林省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、農林大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区	分	定	員
本省			二九、四四六八
食糧庁			二八、九四六八
林野庁			一、〇六九八
水産庁			一、七四〇八
合	計		六二、二〇一八

2 国の経営する企業に勤務する職員の特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員のうち林野庁に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第八十三条を次のように改める。

(定員)

第八十三条 運輸省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、運輸大臣、政務次官、秘書官及び運輸審議会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区	分	定	員
本省			一三、八五五八
船舶労働委員会			五四人
捕獲審査再審査委員会			五人
海上保安庁			一一、〇七八八
海難審判庁			二、三三三八
気象庁			五、五九六八
合	計		三〇、八二一八

(労働省設置法の一部改正)

第十八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(定員)

第二十二条 労働省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、労働大臣、政務次官、秘書官及び労働保険審査会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区	分	定	員
本省			一三、四九三八
中央労働委員会			八九八
公共企業体等労働委員会			一二八八
合	計		一三、七二〇八

(文化財保護法の一部改正)

第十九条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「委員会に置かれる職員の定員を」を「委員会の国家行政組織法第十九条第一項の定員に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第二十条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(定員)

第十八条 北海道開発庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、北海道開発庁長官及び政務次官の定員を除き、一万四百三十人とする。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第二十一条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

3 委員会の事務局の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、十八人とする。」

(外務省設置法の一部改正)

第二十二条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

(定員)

第三十条 外務省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、外務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区	分	定	員
特別職の職員 一般職の職員			七五人 二、三三三人
合 計			二、三九八人

(公安調査庁設置法の一部改正)

第二十三条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「公安調査庁に置かれる職員の定員を」を「公安調査庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十九条第一項の定員」に改める。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

第二十四条 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「事務局に置かれる職員の定員を」事務局の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十九条第一項の定員」に改める。

(法制局設置法の一部改正)

第二十五条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(定員)

第六条 長官及び次長を除くほか、法制局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員は、六十五人とする。

(自治省設置法の一部改正)

第二十六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

(定員)

第二十六条 自治省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、自治大臣、政務次官、秘書官及び地方財政審議会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

昭和三十六年五月二十九日 参議院會議録第三十一号 国家行政組織法等の一部を改正する法律案

区	分	定	員
本省 消防庁			三三三人 一四〇人
合 計			四六三人

(経済企画庁設置法の一部改正)

第二十七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

(定員)

第十五条 企画庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、五百三十二人とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条を次のように改める。

(定員)

第五十条 通商産業省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、通商産業大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区	分	定	員
本省 特許庁 中小企業庁			一一、〇六五人 一、一五五人 一三七人
合 計			一二、三三七人

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

昭和三十六年五月二十九日 参議院會議録第三十一号 国家行政組織法等の一部を改正する法律案

七〇八

(国の経営する企業に勤務する職員)の給与等に関する特例法の一部改正)

第二十九条 国の経営する企業に勤務する職員に給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「職員で常時勤務する者(二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)」を「職員のうち国の経営する企業の業務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てらるべき常勤の職員」に改める。

(警察法の一部改正)

第三十条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

警察庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項の定員は、七千七百五十七人とし、そのうち千九人は、警察官とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

第三十一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。)」を「定員(国家行政組織法第十九条第一項の定員をいう。)」に改める。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

第三十二条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

2 前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員とし、その定員は、政令で定める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第三十三条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(定員)

第二十一条 科学技術庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、千三百十四人とする。

(首都圏整備法の一部改正)

第三十四条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を次のように改める。

3 委員会の事務局の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、五十一人とする。

(憲法調査会法の一部改正)

第三十五条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項を次のように改める。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てらるべき常勤の職員の定員は、十九人とする。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

第三十六条 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項を次のように改める。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に

充てらるべき常勤の職員の定員は、二十人とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日昭和三十六年四月一日から施行する。昭和三十六年四月一日から適用する。

(行政機関職員定員法の廃止)

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)は、廃止する。

(常勤の職員に対する暫定措置)

3 この法律の施行の際、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

(暫定定員)

4 調達庁の定員は、改正後の調達庁設置法第十八条の規定にかかわらず、昭和三十六年七月三十一日までの間は、二千七百五十二人とし、昭和三十六年八月一日から昭和三十六年九月三十日までの間は、二千七百三十二人とし、昭和三十六年十月一日から昭和三十七

年二月二十八日までの間は、二千七百三十二人とする。

5 大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、一万五千三百三十六人とする。

6 厚生省の定員は、改正後の厚生省設置法第三十八条の規定にかかわらず、昭和三十六年五月十五日までの間は、四万九千人とし、昭和三十六年五月十六日から昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。

7 食糧庁の定員は、改正後の農林省設置法第七十五条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、二万九千五百人とする。

8 通商産業省本省の定員は、改正後の通商産業省設置法第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、一万六千六十六人とする。

9 科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十一条の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、千三百十五人とする。

(定員外の指名)

10 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号) 附則第十項から第十四項までの規定は、昭和三十一年四月一日以後、この法律施行後においても、なおその効力を有するものとする。ただし、同法附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十一年 五月十五日	四五人	とあるのは、	昭和三十一年 五月十五日	一三人
昭和三十一年 五月十五日			昭和三十一年 五月十五日	三一人

とする。

(未帰還職員)

11 未帰還職員に関する取扱いは、
いては、なお従前の例による。

〔吉江勝保君登壇、拍手〕

○吉江勝保君 ただいま議題となりました国家行政組織法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律は、いわゆる定員法にかわる法律でありまして、まず、この法律案の内容を申し上げますと、昭和三十一年度における内閣機関並びに各行政機関の事業予算計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴い所要の増員、業務の縮小に伴う余剰人員の縮減及び定員外職員の定員繰り入れを行なうよう定員を改正し、あわせて現行定員管理制度の欠陥を是正して、実効のある定員規制を行なうため、定員規

制の対象となる職員の範囲を明確にする定員規制方式を確立するとともに、行政機関の実態に即応して、定員規制に弾力性を保持させる必要がある五現業の職員の定員及び特別の事情により緊急に増加を必要とする職員の定員については、政令で定めることができるようにしようとするものであります。

次に、定員の内容について申し上げますと、各行政機関の定員が現在合計七十七万九千八百八十八人であるのを、昭和三十一年度事業予算計画に伴う増員七千七百七十四人、定員外職員の定員化に伴う増員四万七千六百九十三人を加えた合計七十五万六千六百六十五人とし、そのうち各省庁の設置法等で規定することになる定員は四十三万五千五百七十七人、政令で規定することになる定員は三十二万五千九百八十八人となっており、また、内閣機関におきま

しても、定員外職員の定員化等に伴い、三十三人の増員をいたしております。なお、暫定定員等につきましては、付則において所要の規定を設けておきますとともに、参議院におきましては、この改正法律の施行期日につき所要の修正を加えております。

内閣委員会は、前後五回委員会を開き、この間、小澤行政管理局長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。この審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、改正後の国家行政組織法第十九条第一項にいう定員と、同条第二項の政令で定めることのできる定員に關連する各種の問題、調達庁の定員減に伴う職員の配置転換に関する問題、林野庁、国立大学、附属病院及び研究所等における定員外職員の定員繰り入れの問題、郵便物の集配請負制度の是非と、これら集配人の定員繰り入れの問題、地方公務員の定員規制に關する自治省当局の方針等の諸点でありまして、その審議の詳細は委員会會議録に譲りたいと思ひます。

なお、かねて当委員会において、定員法に關連して懸案となつておりました定員外職員の定員繰り入れの問題につきまして、種々の角度から質疑が行なわれましたが、この問題につき、政府側より、今回の定員繰り入れにあたり、その調査の完了しなかつた定員外職員については、実態調査の上、定員に繰り入れる方針であり、従つて、久しく問題となつておつた定員外職員の定員繰り入れの問題は一応解決する見込みである旨の答弁がありました。去る二十六日の委員会において質疑を終わる、討論に入りまして、日本社会党を代表して山本委員より、今後政府が定員繰り入れを行なう際の措置につき、五項目にわたつて政府に善処方を要する趣旨の附帯決議案が提出せられ、この附帯決議案を付して本法案に賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終わる、本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもちて原案通り可決すべきものと決定いたしました。次いで、さきの山本委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもちて可決せられました。よつて本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、この附帯決議に關し、特に小澤行政管理局長官より発言を求められ、この附帯決議を尊重して善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年五月二十九日 参議院會議録第三十一号 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、公有林野等官行造林法第一条の契約により行ふ事業及びこれらの」を「及びその」に改める。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この勘定の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

第六条第二項の次に次の一項を加える。

前項ただし書の規定による借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

第八条中「及び利子」の下に「、第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金」を加える。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理するものとする。

国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十三条 国有林野事業勘定において、毎会計年度、前年度からの持越現金(特別積立金引当資金に属するものを除く)のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く)があるときは、当該金額のうち、特

別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

第十七条第一項及び第二項を次のように改める。

この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。特別積立金引当資金に属する現金は、資金運用部に預託して運用することができる。

第十七条第三項及び第四項中「森林基金」を「特別積立金引当資金」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)の規定に基づき締結された契約に係る事業は、改正後の国有林野事業特別会計法(以下「新法」という。)第一条第二項の国有林野事業とみなす。

3 新法第十二条及び第十三条の規定は、昭和三十五年以後の年度の決算又は同年度からの持越現金について適用する。

4 改正前の国有林野事業特別会計法第十三条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残高に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

〔大竹平八郎君登壇、拍手〕

○大竹平八郎君 ただいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵

委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一般林政事業に対する国有林野事業特別会計の協力の方法を合理化するため、この特別会計の国有林野事業勘定における利益配分の規定を改め、この勘定において毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益積立金及び特別積立金として整理することとし、右の特別積立金の額に見合う額までを、同勘定の前年度からの持ち越し現金のうちから特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとしようとするものであります。なお、資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用額を減額して整理することとしております。

さらに、国有林野事業の運営の円滑化をはかるため、同勘定における一時借入金及び融通証券の借りかえ規定を設けるとともに、公有林野等官行造林法が廃止されることとなるのに伴い、関係規定の整備をはかるほか、改正に伴う必要な経過規定を定めることとしております。

なお、本案につきましては、衆議院において修正議決されたものでありまして、その修正点は、施行期日を「公布の日」に改めようとするものであります。

委員会の審議におきましては、林業政策の基本は何か、今回の改正は木材需給価格の安定化を阻害するのではないか、損益中心主義が強化され、将来国有林野事業経営が公社化されるのではないか、今後一般会計に対する繰り入れはどの程度予定されているか、林業所得の趨勢と分配構造の問題等について質疑がありましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入り、木村委員より、「今回の改正は木材の価格と需給の安定に矛盾するものであるから反対する」との意見が述べられ、次いで須藤委員より、「林業政策の基本問題解決の具体策が立てられていない等の理由から反対する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

出席者は左の通り。

議員

議長 松野 鶴平君

村山 道雄君 柏原 ヤス君

小平 芳平君 櫻井 志郎君

稲浦 鹿蔵君 大泉 寛三君

大竹平八郎君 白木義一郎君

鈴木 恭一君 白井 勇君

佐藤 芳男君 吉江 勝保君

奥 むめお君 常岡 一郎君

辻 武壽君 三木與吉郎君

吉米地英俊君 田中 啓一君

山本 米治君 佐藤 尚武君

市川 房枝君 近藤 鶴代君

堀 末治君 藤野 繁雄君

村上 義一君 北條 雋八君

千田 正君 太田 正孝君

笹森 順造君 野上 進君

山本 杉君 谷村 貞治君

天竺 良吉君 島島徳次郎君

岸田 幸雄君 金丸 富夫君

徳永 正利君 仲原 善一君

鈴木 万平君 大谷藤之助君

石谷 憲男君 増原 恵吉君

勝保 登君 佐野 廣君

後藤 義隆君 中野 文門君

前田佳都男君 野本 品吉君

宮澤 喜一君 谷口弥三郎君

杉浦 武雄君 新谷寅三郎君

西郷吉之助君 紅露 みつ君

木内 四郎君 斎藤 昇君

吉武 恵市君 林屋亀次郎君

小林 英三君 寺尾 豊君

大野木秀次郎君 西田 信一君

村上 春蔵君 鹿島 俊雄君

植垣弥一郎君 赤間 文三君

安部 清美君 堀本 宜実君

松村 秀逸君 松野 孝一君

井川 伊平君 堀見 俊二君

上林 忠次君 梶原 茂嘉君

河野 謙三君 横山 フク君

平島 敏夫君 大谷 賛雄君

井上 清一君 高橋進太郎君

小沢久太郎君 古池 信三君

秋山俊一郎君 小山邦太郎君

郡 祐二君 草葉 隆圓君

一松 定吉君 青木 一男君

鹿島守之助君 木村篤太郎君

津島 壽一君 野田 俊作君

野上 元君 豊瀬 禎一君

千葉千代世君 山本伊三郎君

武内 五郎君 小柳 勇君

鶴岡 哲夫君 坂本 昭君

阿部 竹松君 岡村文四郎君

松永 忠二君 占部 秀男君

鈴木 壽君 大河原一次君

朗木 亨弘君 重政 庸徳君

亀田 得治君 加瀬 完君

阿具根 登君 大和 与一君

大倉 精一君 小酒井義男君

高田なほ子君 植竹 春彦君

清澤 俊英君 木村裕八郎君

小林 孝平君 須藤 五郎君

米田 勲君 大矢 正君

北村 暢君 永末 英一君

藤田藤太郎君 相澤 重明君

田上 松衛君 木下 友敬君

秋山 長造君 久保 等君

相馬 助治君 向井 長年君

戸叶 武君 矢嶋 三義君

天田 勝正君 東 隆君

松浦 清一君 岡 三郎君

佐多 忠隆君 村尾 重雄君

曾根 益君 千葉 信君

近藤 信一君 羽生 三七君

内村 清次君 松本治一郎君

山田 節男君 棚橋 小虎君

國務大臣

農林大臣

國務大臣

政府委員

大蔵政務次官

周東 英雄君

小澤佐重喜君

大久保武雄君

参議院會議録第三十号中正誤

参議院會議録第三十号中正誤

参議院會議録第三十号中正誤

